

令和2年度第2回愛知県国民健康保険運営協議会(令和3年2月12日)【書面開催】

1 議題

(1) 令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

		意見・質問	県の所見
1	小出委員	保険料は2025年度(令和7年度)に向け、更に高くなっていく見通しが立っています。被保険者の私は、助け合っていると考え納得し、高額な保険料を払っていますが、これ以上の値上がりは困ります。	近年、1人当たり医療費が上昇傾向にあることを踏まえつつ、保険料の上昇が必要最小限となるよう、医療費の適正化に努めるとともに、引き続き今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立と財源の確保を国に要請してまいります。
2	西村委員	新型コロナ禍にあって、国保被保険者のくらしが不安定となっている。これを踏まえて、決算剰余金活用額を昨年度の2倍として、1人当たり納付金の引下げがはかられたことは評価し了承する。しかし保険料割合はなお他の社会保険より高い状況は認識願いたい。	決算剰余金の活用について、御理解頂きありがとうございます。 御意見のとおり、国保は他の社会保険に比べ、所得に対する保険料が高い状況であり、こうした認識を踏まえて、対応をしてまいります。
3	正門委員	2021年度(令和3年度)1人当たりの納付金の算定手順が詳細に示され納付金算定結果がでています。市町村の意向を踏まえ、決算剰余金を2倍にしたことなどにより、1人当たりの納付金額は令和2年度より1,107円減となったとのこと。納付金の算定に力を入れて頂いているご苦労に感謝します。新型コロナウイルスも第3波の下り坂、このまま収束に向って新型コロナウイルス感染症の影響が薄れていって欲しいと願っています。	納付金の算定について、御理解頂きありがとうございます。 今回の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しました。次回の算定においても、新型コロナウイルス感染症の影響を注視してまいります。
4	田川委員	決算剰余金の活用額を前年度の2倍とすることについて、その次の年度の見通しはどのように立てられているのか。	納付金は単年度の医療費等見込に基づく算定が基本とされ、複数年度の見通しに基づく算定が基本とはされておりません。 ただし、令和3年度納付金算定にあたって、市町村と協議のうえ、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、決算剰余金活用額を前年度(令和2年度)納付金算定時の2倍とし納付金抑制を図る一方、次年度(令和4年度)以降の見通しの不透明さを念頭に置き、決算剰余金累積額の1/3を留保いたしました。 今後も決算剰余金の活用については、市町村と協議の上、方針を決定してまいります。
5	中山委員	資料No.1「令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について」3(3)の激変緩和対象市町村の対象基準を表記して頂きたい。固定的なものでないようなので、H〇年時点という形でもよい。	令和3年度納付金算定においては、激変緩和措置の基準を103.20%(平成28年度と比較した単年度伸び率)とし、納付金額がこれを超える伸び率となった4市町村に対し、激変緩和措置を講じております。

※ 本議題について、特段の異論はなく御了承を頂きました。

(2) 第2期愛知県国民健康保険運営方針の最終案について

		意見・質問	県の所見
1	小出委員	新しく始まる保険者努力支援の強化が、期待した形となることを願います。	保険者努力支援制度の評価向上策の推進により、保険者機能の発揮と国保財政の安定に努めてまいります。
2	西村委員	法定外繰入等解消計画を県が公表する点など、県の管理監督強化の方向が見られるが、市町村への十分な支援なく進むものではない。市町村の保険料は市町村で決める点を尊重し運用して頂きたい。保険料水準統一にむけた議論についても早急な結論を求めず進めて頂きたい。基本的に市町村の独自性を尊重する内容ともなっており了承します。	国の示した県と市町村の役割分担に基づき、保険料率は引き続き市町村が決定することとしております。また、保険料水準の統一に向けては、さまざまな課題が想定されることから、市町村から聴取する意見を踏まえ、段階的に検討を進めてまいります。
3	正門委員	2018年(平成30年)4月から国民健康保険制度が新制度に変わり、都道府県も国民健康保険制度を担うことになり、県と市町村の役割分担(県の主な役割、市町村の主な役割)がはっきりしたことは大きいと思います。公平な支え合い、サービスの拡充と保険機能の強化、持続可能な社会制度の確立を願うての第2期愛知県国民健康保険運営方針なのでしょう。ありがとうございます。	国の示した県と市町村の役割分担に基づき、引き続き市町村とともに国民健康保険の運営を担い、持続可能な医療保険制度の構築に努めてまいります。
4	田川委員	県と市町村の担当者とのやりとり(説明書類)について、一般市民でも理解のしやすい説明となるよう、広報資料の作成をお願いしたいです。	国保運営方針に関して、住民に理解し易い広報に努めてまいります。
5	芦田委員	資料No. 2(2)「第2期愛知県国民健康保険運営方針(最終案)」P26(3)後発医薬品差額通知の実施状況について 54市町村のうち3町(豊山町、扶桑町、設楽町)が未実施(P59)であるが、理由はあるのか? 東海4県で実施率が100%でない県は愛知県だけである(2018(平成30)年度)。また、日本健康会議(国)が実施している「健康なまち・職場づくり宣言2020」宣言8において、「すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。」との記載がある。 これらの状況を鑑みると、未実施の3町については、後発医薬品差額通知の実施をすべきと考える。	3町に対しては、保険者実地指導において、後発医薬品差額通知の実施を働きかけており、豊山町は2019年度(令和元年度)から当該通知を実施しています。他の2町からは人手不足の旨を伺っており、費用対効果に疑問をお持ちのようですが、引き続き当該通知の意義・有用性を伝えて、実施を働きかけてまいります。

※ 本議題について、特段の異論はなく御了承を頂きました。

2 報告事項

(1) 赤字削減・解消計画について

		意見・質問	県の所見
1	西村委員	赤字削減・解消計画について、各市町村の計画では、必ずしも6年で赤字解消が図られるものではないとされているが、各市町村の状況から止む得ないものとする。市町村も保険者として保険料を決める責任があり、自主性の尊重を。	市町村に保険料(税)決定の役割があることを踏まえたうえ、赤字市町村とともに、着実に赤字が解消されるよう取組を進めてまいります。
2	正門委員	資料No. 2(2)「第2期愛知県国民健康保険運営方針(最終案)」P8に、「赤字市町村は保険料(税)の急激な変化がないように配慮しつつ、着実な解消に努めるものとする。」「被保険者の保険料(税)負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めていくものとする。」とあります。今回のように赤字削減・解消計画を見える化することで市町村の特別な事情、考え方等について、他の市町村との横のつながりも見えてくると思います。PDCAサイクルを循環させ、持続可能性につながるよう努めることが必要かと思えます。	赤字削減・解消の見える化を図ったうえ、赤字市町村とともに、着実に赤字が解消されるよう取組を進めていくことにより、持続可能な医療保険制度の構築に努めてまいります。
3	田川委員	法定外繰入について、真の意味で赤字であるものと、そうではないものと明白に分けて、真の意味での赤字のある市町村をターゲットとしていくことはしないのか。	本県国保運営方針では、関係国通知のとおり、法定外繰入を「決算補填等目的のもの」と「それ以外の目的のもの」に区分のうえ、前者を「解消・削減すべき赤字」として、赤字削減・解消計画策定の対象としております。 引き続き当該方針のとおり赤字削減・解消を図ることで、御意見の趣旨に沿う対応を行ってまいります。
4	中山委員	1. 基本的な考え方で「国保運営方針で赤字削減・解消に向けた方向性を定め、国通知に沿って、赤字削減・解消を計画的に進めるべきこととしている」とあるが、具体的内容が全くわからない。国にお任せしているように感じる。県、市町村レベルでは表記が困難なのか?	本県国保運営方針では、関係国通知を踏まえ、県と赤字市町村それぞれによる赤字削減・解消に向けた具体的な手順を示しております。 ただし、赤字市町村ごとに、赤字削減・解消の困難な事情が異なるため、県内市町村一律の赤字解消期限設定といった具体的な数値目標には、今のところ踏み込んでおりません。
5	芦田委員	厚労省の方針に則って、赤字削減・解消に向けて着実に取り組みを行って欲しい。 また、県においては、赤字削減・解消計画書を提出している市町村について、取組内容が計画に沿って進んでいるか適宜確認をお願いしたい。	本県国保運営方針では、赤字削減・解消にあたって、関係国通知に沿うものとしております。また、保険者実地指導で赤字削減・解消状況を確認しております。 引き続き当該方針等のとおり取り組みを進めることで、御意見の趣旨に沿う対応を行ってまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する取組について

		意見・質問	県の所見
1	西村委員	2021年度(令和3年度)も引き続き減免措置が必要かと考えます。傷病手当金の対象に事業主も加える件、国へ要望するとともに県でも検討してください。6月30日に全国市長会が対象と額の拡大、増額を要望しています。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について、今後の変化の予測は難しいところですが、感染拡大の影響に伴う対応にあたっては、国の動向等を注視するとともに、適宜国への要望等を検討してまいります。 なお、既に国に対して、関連減免措置の継続・充実を求める意見を提出しており、国において当該措置の継続が検討されているところです。
2	正門委員	なかなか収束しない新型コロナウイルス、県内のコロナウイルスの新聞記事に一喜一憂しています。長びくコロナ禍の中、医療関係の方々のご苦労に頭が下がります。医療従事者の先行ワクチン接種が中部地方で2月19日から始まり、接種後の体調変化等の健康チェックがされるという、コロナウイルスの長期化で外出も自由にならない高齢者がストレスからフレイル状態が気になる場所。予防の取り組みもできていることでしょうか。季節から花粉にかかる人もあり、新型コロナウイルスと症状が似ていることもあり油断できないですね。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について、今後の変化の予測は難しいところですが、今後とも新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適切な対応を行い、国保事業の円滑な運営に努めてまいります。

3 その他

		意見・質問	県の所見
1	西村委員	国民健康保険は国民皆保険制度を下支えする制度です。なお高い保険料への軽減のため国への要望を引き続きお願いします。同時に県として、政策的措置による支援が新たにできないか、検討をお願いします。	御意見のとおり、国民健康保険は国民皆保険制度を下支えするもので、当該制度設計に責任を担う国に対して、更なる財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。 また、県としても国民健康保険の健全かつ安定的な運営を図るため、引き続き尽力するとともに、法令等に基づき必要な財政支援を行ってまいります。
2	正門委員	<ul style="list-style-type: none"> 第1期愛知県国民健康保険運営協議会の途中で平成から令和へと年号が変わりました。そして、西暦や和暦の入り混じった表記で早見表を確認する時もありました。私だけ感じるのかもしれませんが、国保運営方針等について、一目でわかるように2021年(令和3年)〇月〇日、2021年度(令和3年度)のような西暦和暦の併記だったらありがたいです。 3年目は書面開催が2回続き、お世話になった方々に直接お礼を申し上げられなかったことが残念でしたが、事務局からの密な事務連絡がありがたかったです。ありがとうございました。 	本県行政文書作成用要領等を踏まえて、第二期国保運営方針にあたっては、西暦表記としましたが、西暦和暦の併記が見やすいという御意見を頂きましたので、第三期の際には、改めて見やすい表記方法を検討いたします。 また、今年度2回目の運営協議会は対面開催で準備を進めておりましたが、緊急事態宣言に伴い書面開催に変更いたしました。事務局から委員の方々に対し、対面において謝辞が述べられなかったことを心苦しく思っております。貴重な御意見等を頂き、誠にありがとうございました。
3	中山委員	補足資料 No. 2(1)「市町村法定意見聴取の結果」、補足資料 No. 2(2)「県民意見募集(パブリックコメント)の結果」について、可能ならば、意見の概要と県側の対応(県の考え方)をホームページで公開されてはいいかがか。	県民意見募集(パブリックコメント)に関しては、県民から募った意見であり、個々の意見ごとに県の所見を付して、ホームページにおいて3月下旬に公表いたします。 法定意見聴取に関しては、市町村から募った意見であり、個々の意見ごとに県の所見を付して、市町村が参加する会議において周知いたします。